

平成 15 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 **小松ウオール工業株式会社**  
本社所在地 石川県小松市工業団地 1 丁目 7 2 番地  
代表者の  
役職氏名 代表取締役社長 加 納 裕  
コード番号 7 9 4 9 東証・大証市場第一部  
決 算 期 3 月 3 1 日  
問 合 せ 先 取締役社長室長 奈良本 明則  
TEL 0 7 6 1 - 2 1 - 3 2 3 4

## ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 5 月 26 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および商法第 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 15 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、下記要領に記載のとおり、当社および当社連結子会社の取締役、監査役、従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社および当社連結子会社の取締役、監査役、従業員に対し割当てするものとする。

##### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 320,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

##### (3) 新株予約権の数

3,200 個（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株。ただし、前項（2）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とする。

##### (4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

##### (5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「払込価額」という。）は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日

を除く。)の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.03 を乗じた金額 (1 円未満の端数は切り上げる。)とする。

ただし、その金額が新株予約権発行日の終値 (取引が成立しない場合はその前日の終値) を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合 (商法第 280 条ノ 20 および商法第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成 17 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者 (以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社および当社連結子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が、定年・任期満了による退任・退職、または会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、平成 15 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

本件新株予約権は、新株予約権者が (7) に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または新株予約権を喪失した場合は、その新株予約権を無償で償却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記の内容については、平成 15 年 6 月 25 日開催予定の当社第 36 期定時株主総会において本件議案が承認可決されることを条件といたします。

以 上